

資料 1

第 10 回教育委員会議案第 35 号

今治市公民館運営審議会委員の委嘱について

標記のことについて、社会教育法第 30 条第 1 項の規定により別紙の者に委嘱する。

令和 4 年 8 月 5 日提出

今治市教育委員会
教育長 田坂 敏

「理 由」
欠員補充による

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市大西公民館

候補者	氏名	区分	備考
	近本 ミナ	学識経験のある者	大井幼稚園園長
	片上 文彦	学識経験のある者	大西地区老人クラブ連合会長
任期	令和4年8月5日 ~ 令和5年2月25日		

退任委員

前任者	氏名	区分	備考
	小澤 ふじみ	学識経験のある者	小西保育園園長
	御手洗 稔	学識経験のある者	大西地区老人クラブ連合会長

「参 照」

社会教育法（抜すい）

（公民館運営審議会）

第 29 条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第 30 条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で
定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

社会教育法第 30 条第 2 項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

今治市公民館条例（抜すい）

（審議会）

第 11 条 法第 29 条第 1 項の規定により、公民館ごとに公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、公民館ごとに委員 12 人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1）学校教育及び社会教育の関係者
- （2）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3）学識経験のある者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 特定の地位又は職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

資料 2

第 10 回教育委員会議案第 36 号

今治市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について

標記のことについて、別紙のとおり定める。

令和 4 年 8 月 5 日提出

今治市教育委員会
教育長 田坂 敏

今治市教育委員会規則第 号

今治市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について

令和4年8月5日

今治市教育委員会
教育長 田坂 敏

今治市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

今治市公民館条例の一部を改正する条例（令和4年今治市条例第29号）の施行期日は、令和4年8月8日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。